

5 財産管理

目 次

- 1 基本的な考え方財産- 1
- 2 総合区長の財産管理権限財産- 3

1 基本的な考え方

(1) 財産に関する権限について

法的な位置付け

- ◆ 「地方自治法」では、財産の「取得」、「管理」、「処分」は長の権限と規定
(規則等で、「取得」、「処分」については契約管財局長等が専決できる場合を規定、「管理」については局長・区長等に委任)

総合区長の財産管理にかかる検討の視点

① 「取得」・「処分」

- ◆ 「取得」にあたっては、行政サービスの公平性の確保の必要から、特定の総合区に財産が偏らないよう市全体の総合的な観点が必要
- ◆ 「処分」にあたっては、市全体の財産の有効活用の観点が必要

② 「管理」

- ◆ 目的に応じて効率的に管理・運用するためには、行政事務の実施主体が財産管理を行うことが適当

- ① 「取得」・「処分」権限は、市長（契約管財局長等）に残し、
- ② 住民に身近な財産の「管理」権限は、総合区長に移管

(2) 総合区長の財産管理

現状

- ◆ 所管事務に応じて、局長または区長が財産を管理
- ◆ 区長が管理する財産は区役所庁舎などの区長の所管事務に関するものであり、区域内の住民が利用する施設の多くを局長が管理
- ◆ 市域全域で画一的な運用となる傾向

総合区設置後

- ◆ 事務分担に応じて、住民に身近な財産を総合区長が管理
-
- ◆ 総合区長が住民に身近なところでの的確にニーズを踏まえながら、より一層きめ細かで柔軟な財産管理（施設運営）が実現
 - ◆ 局長のもとで局ごとに管理している財産を、総合区長が横断的に管理することにより、総合区単位でのファシリティマネジメントが実現

2 総合区長の財産管理権限

(1) 総合区長が管理する主な施設

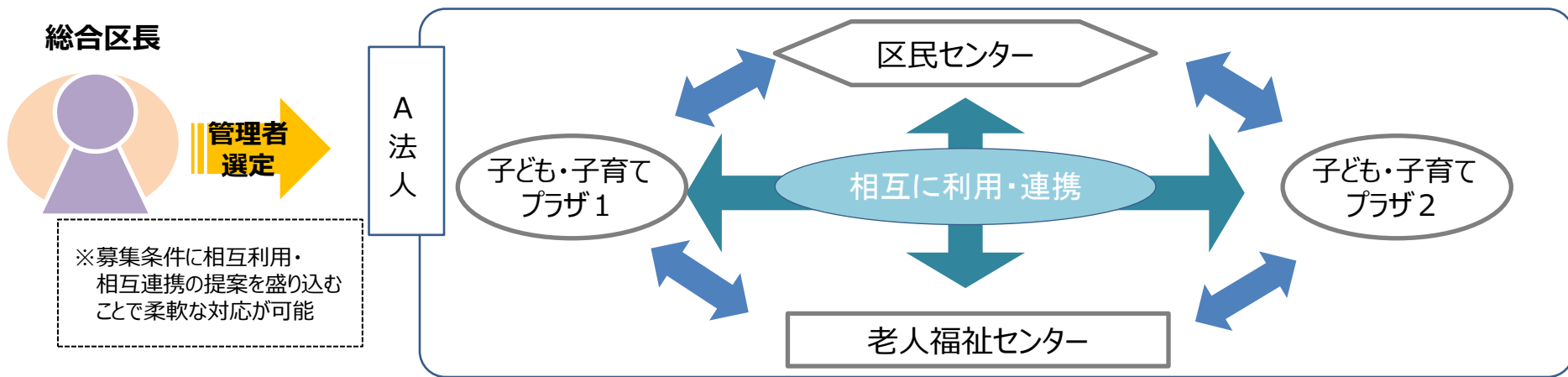
	こども	福祉	教育	まちづくり	住民生活	
局長	こども相談センター	おとしよりすこやかセンター	小中学校 高等学校 図書館	市営住宅 港湾事業施設 戦略拠点開発（うめきた地区等）	中央体育館 大阪プール クレオ大阪	局長管理
	子ども・子育てプラザ 市立保育所	老人福祉センター 老人憩いの家		自転車駐車場施設（駐輪場） 地域の実情に合わせたまちづくりを検討する用地	スポーツセンター プール・屋内プール	
現区長			市立幼稚園		区庁舎 区民センター 地域集会所	総合区長管理

効果のイメージ

- 子ども・子育てプラザなど市民が利用する施設について、施設の相互利用・連携など柔軟な対応が可能となる
- 迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕が可能となる
- 市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりが可能となる

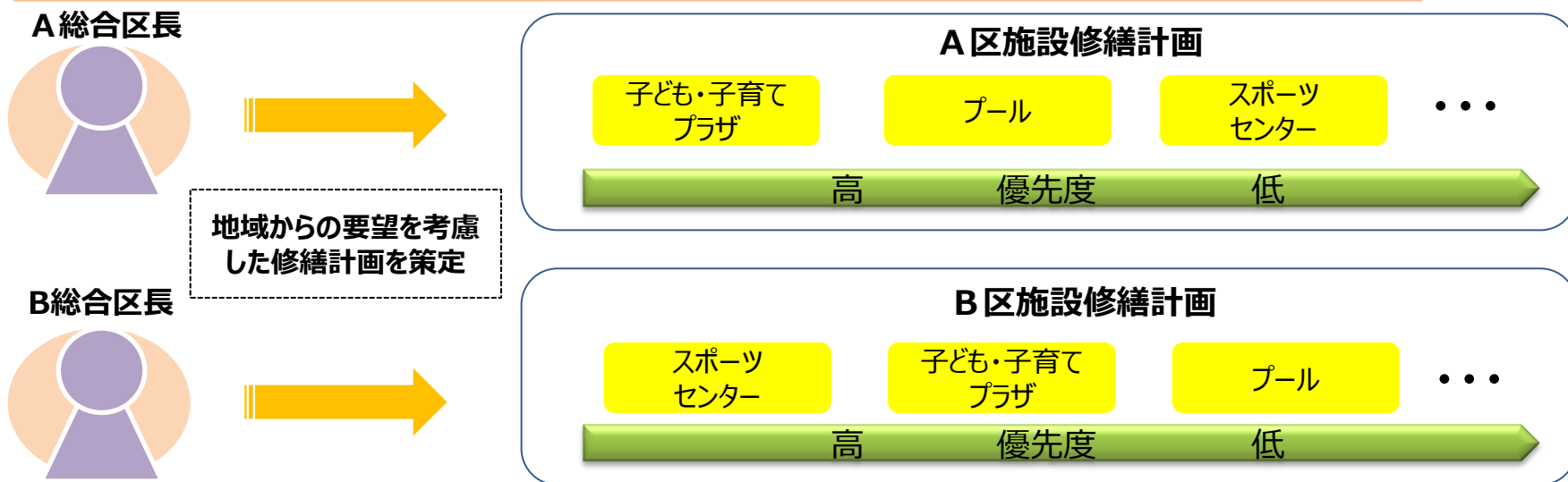
(1) 施設の柔軟な運営のイメージ

- ◆ 類似施設の管理者を一括して選定



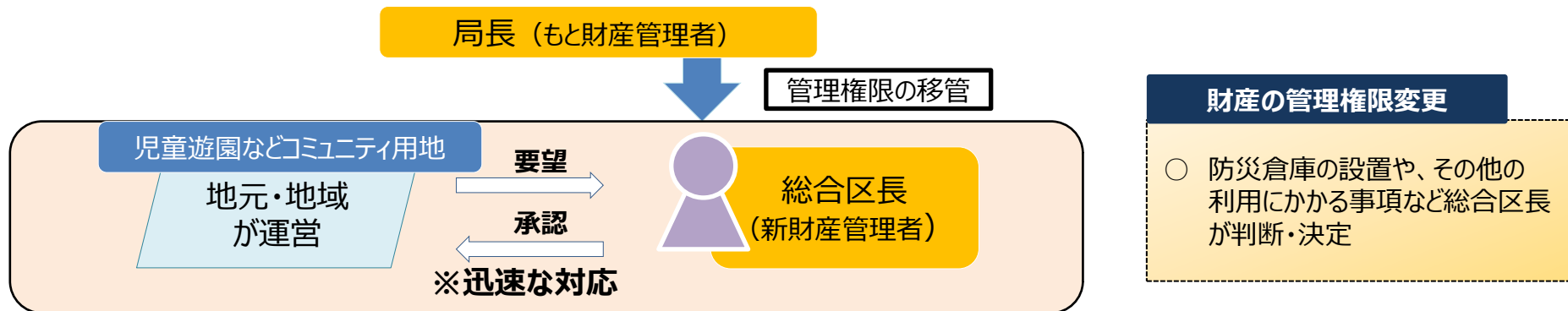
(2) 地域の要望を考慮した施設の修繕のイメージ

- ◆ 地域で最も修繕ニーズの高い施設へ予算を優先配分



(3) 地域の実情に応じたまちづくりのイメージ

◆ コミュニティ用地を活用する場合の例



◆ 市有地を有効活用(売払い等)する場合の例

